

生ごみ処理機器設置費

補助金制度について

江南市では、家庭台所から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助する制度を設けています。

○対象となる方

- ① 江南市内に住所を有すること(住民登録を有する者)
- ② 生ごみ処理機器を生ごみの減量化、堆肥化のために使用すること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 過去に本補助金の交付を受けた処理機器を買換える場合は、これを購入して設置した日から以下の期間が経過していること。
 - ・密封発酵容器は3年以上
 - ・コンポストは5年以上
 - ・生ごみ処理機は5年以上
- ⑤ 令和8年4月1日以降に購入した機器であること。

○対象機器・補助金額

種別	補助率及び限度額	補助数	対象機器
堆肥化容器： 密封発酵容器	100% 上限 1,000 円	1 世帯につき 2 個まで	11 リットル以上コック付
堆肥化容器： コンポスト	60% 上限 3,000 円	1 世帯につき 2 基まで	—
家庭用生ごみ処理機	30% 上限 20,000 円	1 世帯につき 1 基まで	脱水及び粉碎式以外の処理機

※購入金額は、本体機器に係る金額に限ります。

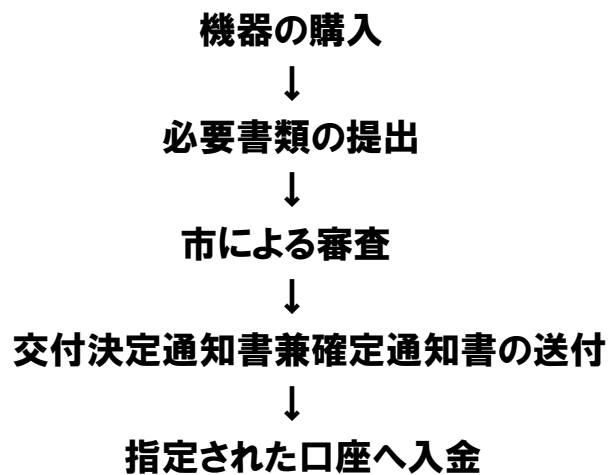
(送料、製品保証料等は補助金対象外です。)

○申請に必要なもの

- ① 生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書兼請求書
- ② 領収書（購入金額、購入者氏名、購入日、商品名が記載されたもの）
- ③ 購入商品の詳細がわかるもの（製品カタログ等）
- ④ 振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳等）

※①の様式については、環境課または環境事業センターにあります。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

○申請の流れ



密封発酵容器



コンポスト



家庭用生ごみ処理機

【問合せ先】

江南市 経済環境部 環境課 ごみ対策グループ
〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90
TEL 0587-54-1111（内線 407）